

# 国立大学法人東京医科歯科大学国際交流会館規則

平成16年4月1日  
規則第189号

## （設置）

第1条 本学に国際交流会館（以下「会館」という。）を置き、国府台地区の会館を市川国際交流会館（以下、「本館」という。）、駿河台地区の会館を駿河台国際交流会館（以下、「分館」という。）とする。

## （目的）

第2条 会館は、本学の教育・研究に関する国際交流事業の推進に資することを目的とする。

## （施設）

第3条 会館に、前条の目的を達成するため、外国人留学生（以下「留学生」という。）及び外国人研究者（以下「研究者」という。）等を居住させるための居室、共用施設及びその他の必要な設備等を設ける。

## （職員）

第4条 会館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 会館主事
- (3) その他の職員

## （館長及び会館主事）

第5条 館長は、学長が指名する理事又は副理事をもって充て、館務を掌理する。

- 2 会館主事は、本学の教授、准教授及び講師のうちから学長が委嘱し、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 会館主事は、会館に居住する留学生及び研究者等の生活上の諸問題に関し、必要に応じ指導又は助言を行うものとする。

## （運営審議）

第6条 会館の運営に関する重要事項は、グローバル化推進委員会（以下、「委員会」という。）において審議する。ただし、入居希望者の選考に関しては、委員会が別に定める。

## （入居資格）

第7条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、分館については、家族の入居はできないものとする。

- (1) 留学生及びその家族
- (2) 研究者及びその家族
- (3) その他館長が適当と認めた者

## （入居）

第8条 会館に入居を希望する者は、入居申請書を館長に提出し、選考に基づき許可を得なければ

ならない。

- 2 前項の許可を得た者（以下「入居者」という。）は、所定の手続を行い、所定の期日までに入居しなければならない。

#### （居住期間）

第9条 会館に居住できる期間（以下「居住期間」という。）は、原則として、留学生にあつては1年以内、研究者にあつては3週間以上1年以内とする。ただし、分館に居住する研究者については、1日以上1年以内とする。

- 2 第7条第3号に該当する者の居住期間は、その都度館長が定める。
- 3 前2項の定めにかかわらず、館長が特別の理由があると認めるときは、居住期間を延長することができる。

#### （寄宿料、使用料及び利用料等）

第10条 本館の入居者は、留学生にあつては寄宿料を、研究者にあつては使用料を、分館の入居者にあつては利用料を別に定めるところにより、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 入居又は退去の日が、月の中途である場合であっても、当該入居又は退去の日の属する月の寄宿料は、1か月分納付しなければならない。
- 3 入居又は退去の日が、月の中途である場合における当該入居又は退去の日の属する月の使用料は、日割りにより計算した額とする。
- 4 既納の寄宿料、使用料又は利用料は返還しない。
- 5 入居者は、寄宿料、使用料又は利用料のほか、別に定めるところにより個人の生活に必要な光熱水料等を、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

#### （施設等の保全）

第11条 入居者及び会館を使用する者は、会館の施設、設備、備品等の保全並びに秩序の維持、又火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意し、常に良好な状態の保持に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室の全部又は一部を他人に貸与しないこと
- (2) 居室を居住以外の目的に使用しないこと
- (3) 居室に当該居室入居者以外の者を宿泊させないこと
- (4) 会館の構内を自動車の保管場所としないこと

#### （損害賠償）

第12条 入居者及び会館を使用する者は、故意又は重大な過失により会館の施設、設備又は備品等を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

#### （入居許可の取消等）

第13条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居の許可を取消し又は退去を命ずる。

- (1) 第8条第2項に定める所定の期日までに入居しないとき
- (2) 第10条に定める寄宿料、使用料又は利用料及び光熱水料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき
- (3) 第11条の定め違反し、館長の指示に従わないとき
- (4) 前条に定める損害賠償を履行しないとき

- (5) 会館の管理運営に重大な支障を与えたとき又はそのおそれがあると認められるとき
- 2 前項の定めにより、入居の許可を取消され又は退去を命ぜられた場合の入居者の被る損失については、本学はその責を負わない。

(退去)

第14条 入居者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに会館を退去しなければならない。

- (1) 入居資格を失ったとき
- (2) 第9条に定める居住期間が満了したとき
- (3) 前条第1項第2号から第5号までの定めに関連したとき

(退去手続)

第15条 入居者は、会館を退去しようとするときは、退去届を館長に提出しなければならない。

ただし、入居許可を取消されたとき又は退去を命ぜられたときは、この限りではない。

(庶務)

第16条 会館の管理運営に関する庶務は、関係部局の協力を得て統合国際機構国際交流課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、会館の利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月9日規則第32号）

この規則は、平成20年7月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月27日規則第18号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月1日規則第27号）

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年4月18日規則第62号）

この規則は、平成25年4月18日から施行する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和元年1月8日規則第1号）

この規則は、令和元年1月8日から施行する。

附 則（令和2年11月1日規則第号）

1 この規則は、令和2年11月10日から施行し、令和2年11月1日より適用する。

2 国立大学法人東京医科歯科大学国際交流会館運営委員会要項（平成22年11月24日制定）

は廃止する。

附 則（令和3年5月25日規則第71号）

この規則は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。